

公益認定等委員会 だより

第12号(その19)

平成24年

11月1日発行



ピューマ三兄妹(写真提供:(公財)愛媛県動物園協会)

来年一月二十九日(火)午後、日本学術会議講堂にて、東日本大震災を機に活発化している「民による公益活動」の今後を展望する、内閣府主催シンポジウムを開催します。
詳しい情報は、次号以降で改めて御紹介しますので、皆様奮って御参加ください。

<目次>

- P2 公益法人の活動紹介①⑨
委員による公益法人訪問
・(公財)末永文化振興財団
(福岡県)
・(公財)愛媛県動物園協会
(愛媛県)
- P4 よくある質問への回答
- P5 移行申請・審査の状況
(平成24年10月末現在)
- P6 申請サポートについて

内閣府への申請状況 (平成24年10月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,045	321	1,619	105
移行認可	1,925	566	1,305	54
新規認定	174	36	116	22

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

公益法人の活動紹介⑬

～委員による法人訪問(9/1、9/13)～

本年8月31日に福岡県で開催された公益法人担当九州・沖縄ブロック会議及び9月12日に愛媛県で開催された公益法人担当四国ブロック会議の機会に、公益認定等委員会の海東委員及び雨宮委員長代理、門野委員が、それぞれの県で認定された公益法人を訪問しました。その模様を御紹介します。

(公財)末永文化振興財団(福岡県認定)

(公財)末永文化振興財団は、九州交響楽団に練習場を提供することを公益目的事業とするユニークな法人です。1987年にホールを創設した後も、美術と音楽の融合をモットーに美術館“ミュゼ・オダ”を1994年に増設し、地域の方々に音楽と芸術、文化を身近に届ける活動を行っています。



訪問時も楽団員が練習中でした。



定期演奏会のリハーサル風景(写真提供:(財)九州交響楽団)

九州交響楽団に練習場を提供して支える

オーケストラにとって、普段の練習場所の確保は非常に重要な問題です。

九州交響楽団も、練習場を転々として活動を続けましたが、楽団の指揮者と交流のあった末永直行氏が窮状を理解しこの法人を創設したことで、問題がいち早く解消されました。「公益法人に練習場を提供してもらえることにより、比較的自由に活動をさせてもらえる」((財)九州交響楽団総務課長談)とのことです。

楽団の練習の無い日には、他のオーケストラや一般にも貸出しを行っています。

今後の展望

重松事務局長は、同財団の今後について、「九州交響楽団の活動を一番に支えていくことは勿論のこと、地域の方々に音楽や芸術を身近なものに感じてもらいたいと思っている。『末永のコンサート』の日には、『末永の森』に近隣住民の方々が平服で訪れ、音楽を楽しんでいる。このような暮らしの中に美しいものを与えていく取組を続けていきたい」と述べられました。

海東委員は、「美術や音楽が地域とともに育つ環境が志の力で支えられ、相乗的に高まっていく姿は、民による公益の増進の良きお手本だと思う。ハレの日を創り上げていくこういう日々の活動を支える働きが非常に尊いと思う」と発言し、訪問を終えました。



コンサートのちらし「九響の『我が家』へようこそ」という言葉が印象的です。

音楽と美術が融合する練習場

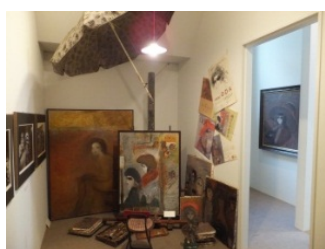
同財団は、「地域に音楽と芸術、文化を」をモットーに、一般の人には敷居が高く感じる音楽や芸術を身近なものとする活動を行っています。

このため、近所の小学生を招いて九州交響楽団による音楽教室を行い、平成16年からは、地元の人々を対象にした「末永の森コンサート」を年4回行っています。このコンサートは、一部の九州交響楽団員の感謝の思いから始まりました。

美術館では、福岡県出身の詩人画家、織田廣喜画伯の代表作を集めた常設展示のほか、絵画・彫刻・書道・写真などの展示発表の場を提供するギャラリーがあります。



音楽教室の様子(写真提供:(財)九州交響楽団)



美術館
“ミュゼ・オダ”

(公財)末永文化振興財団

(<http://www.suenaga-bunka.or.jp/>)

〒814-0133 福岡市城南区七隈一丁目11番50号
・博多駅バスターミナル1階4番乗り場から200番台のバスに乗車(27分)、荒江団地で下車 徒歩3分
・博多駅より地下鉄乗車(13分)、西新下車
西新プラリバ前より3番のバスに乗車(8分)、荒江四角で下車
TEL&FAX: 092-821-3338

利用時間

ホール: 9:00～21:00

(ただし、九州交響楽団の練習が無い場合)

ギャラリー: 9:00～21:00

美術館: 11:00～17:00(入館は16:30まで)

会議室: 原則として 9:00～17:00

休館日: 美術館のみ月曜日

(月曜日が祝祭日のときは開館・翌日休み)

(公財)愛媛県動物園協会(愛媛県認定)

(公財)愛媛県動物園協会は、「愛媛県立とべ動物園」の維持管理運営を主たる目的として、昭和62年4月1日に財団法人として設立され、愛媛県による公益認定を受け、平成22年6月1日から公益財団法人として活動しています。移行後は動物園の管理運営業務のほか、野生傷病鳥獣保護事業及び動物に関する調査研究事業、動物の知識及び愛護思想の普及活動等に取り組み、動物園としての役割(レクリエーションの場、教育の場、自然保護の場、調査・研究の場)を果たせるよう、活動を行っています。

とべ動物園について

とべ動物園は、松山市に隣接した砥部(とべ)町の丘陵地に位置する、自然の地形を生かした緑豊かな動物園です。約11haの敷地に約170種、約800点の動物を展示し、内容規模ともに西日本有数の動物園として、地元県民はもとより県外の方にも愛され親しまれています。園内には、人工哺育の最長飼育期間を更新中のホッキョクグマ「ピース」や、日本で初めての人工哺育によるアフリカゾウ「媛」ちゃんなどの人気者がいます。また、とべ動物園のシンボルマークには、前身である道後動物園で世界で唯一飼育していた「ニホンカワウソ」(絶滅種)を使用しています。



シンボルマーク



ホッキョクグマの「ピース」(写真提供:愛媛県動物園協会) (左) 砥夢・(中央) リカ・(右) 媛(写真提供:愛媛県動物園協会)

最後に

園内見学の後、法人の役員等と雨宮委員、門野委員との意見交換会が行われました。法人からは「最近では動物園への来場者も減っており、経営的に厳しくなっている。しかし、動物の健康や来場者の安全を考えると、動物のエサ代や獣舎の管理費を減らすわけにはいかないため、光熱費を削るなどして運営している」と述べ、厳しい経営ながらも、動物や来場者のことを第一に考えた運営を行っているとのことでした。それに対し、雨宮委員は「動物の繁殖や哺育に大変苦労されていると感じた。今後も、全国からたくさんの方に来てもらえるよう頑張してほしい」と、門野委員は「とべ動物園は、動物だけでなく、多くの美しい木々もあり、大人も十分楽しむことができるなど、さまざまな可能性を持った、素晴らしい施設だと思う」と発言し、訪問を終えました。



意見交換会の様子

愛媛県立とべ動物園(<http://www.tobezoo.com>)

愛媛県伊予郡砥部町上原町240

- ・伊予鉄松山市駅からえひめこどもの城行きバス運行(30分間隔)動物園前下車
- ・高速道路松山ICからR33を高知方面へ車で約10分

TEL 089-962-6000 FAX 089-962-6194

開館時間 9:00~17:00(入園は16:00まで)

休園日 毎週月曜日(祝祭日の場合は、その翌日)、年末年始(12月29日~1月1日)

入園料 大人(18歳以上)450円、大人(100円)、小人(6~17歳未満)100円、幼児(6歳未満)無料、30名以上の団体は2割引、【年間パスポート】大人1,500円、小人500円

よくある質問への回答

新公益法人の理事の職務については、一般社団・財団法人法の規定に従う必要があります。既にFAQでお知らせしている内容ですが、定款案を作成する際に、法令違反とならないよう、注意を要する点について改めてお知らせいたします。

【質問1】新制度において、代表理事に事故があった場合に、他の代表理事でない理事に職務を代行させることはできますか。

【回答】

「代表理事に事故があった場合に、代表理事があらかじめ定める順番で理事が代表理事の職務を代行する。」旨の定款の定めについては、理事会の代表理事の選定権限を奪い、(将来の)代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です(留意事項Ⅱ-7の注3)。

あらかじめ順番を理事会で定めることとする場合であっても、代表理事でない理事が、代表理事の職務を行うことはできませんし、仮に、理事会において代表理事を予選する旨の規定であると解したとしても、「代表理事に事故があった場合」について、どのような場合に該当するのかが不明確で疑義を生ずることとなるなどの問題があり、また、予選については、無制限に許容されるべきものではないと解されることなどから、適当でないと考えられます。

なお、旧民法においては、理事は、法人のすべての事務について法人を代表することとされており、多くの法人では、定款等により各理事の権限の分担等を内部的に定めていましたが、これと同様に、一般社団・財団法人法においても、代表理事を複数名選定し、内部的に権限の分担を定める運用をすることはできます(旧民法第53条第1項、留意事項Ⅱ-7の注4)。

【質問2】理事会の議事録に記名押印する者について、一般社団・財団法人法上の決まりはありますか。

【回答】

理事会の議事録には、出席した理事及び監事の全員が記名押印しなければならないこととされていますが、定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した代表理事と定めることもでき、この場合には、出席した代表理事及び監事の全員が記名押印しなければなりません。(詳しくは、FAQ問Ⅱ-7-⑤の(注1)を参照してください。)

公益法人の活動を紹介します！

内閣府では、「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。詳しくは下記応募手続をご確認ください。

(応募手続)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係 TEL : 03-5403-9524, 9533 e-mail : koueki-info@cao.go.jp

移行申請・審査の状況(平成24年10月末現在)

本年も昨年同様、翌年前半の移行を目指す法人等を中心に7月以降申請が大幅に伸びています。移行期間も残すところ1年1か月となりました。未申請法人におかれましては、準備を急ぎ、できるだけ早い時期の申請をお願いします。(内閣府による申請サポートは次頁を参照してください。)

内閣府における申請・審査状況

○申請状況：3,811法人から申請（うち認定1,940法人、認可1,871法人）

○審査状況：2,924法人を答申済み（うち認定1,619法人、認可1,305法人）

○電子申請のためのIDを取得済みの法人：4,585法人

注1) 国所管の特例民法法人6,625法人（平20.12現在）。3,811法人はその58%

注2) 内閣府への申請法人（予定を含む）は約4,400法人。3,811法人はその87%

都道府県における申請・審査状況

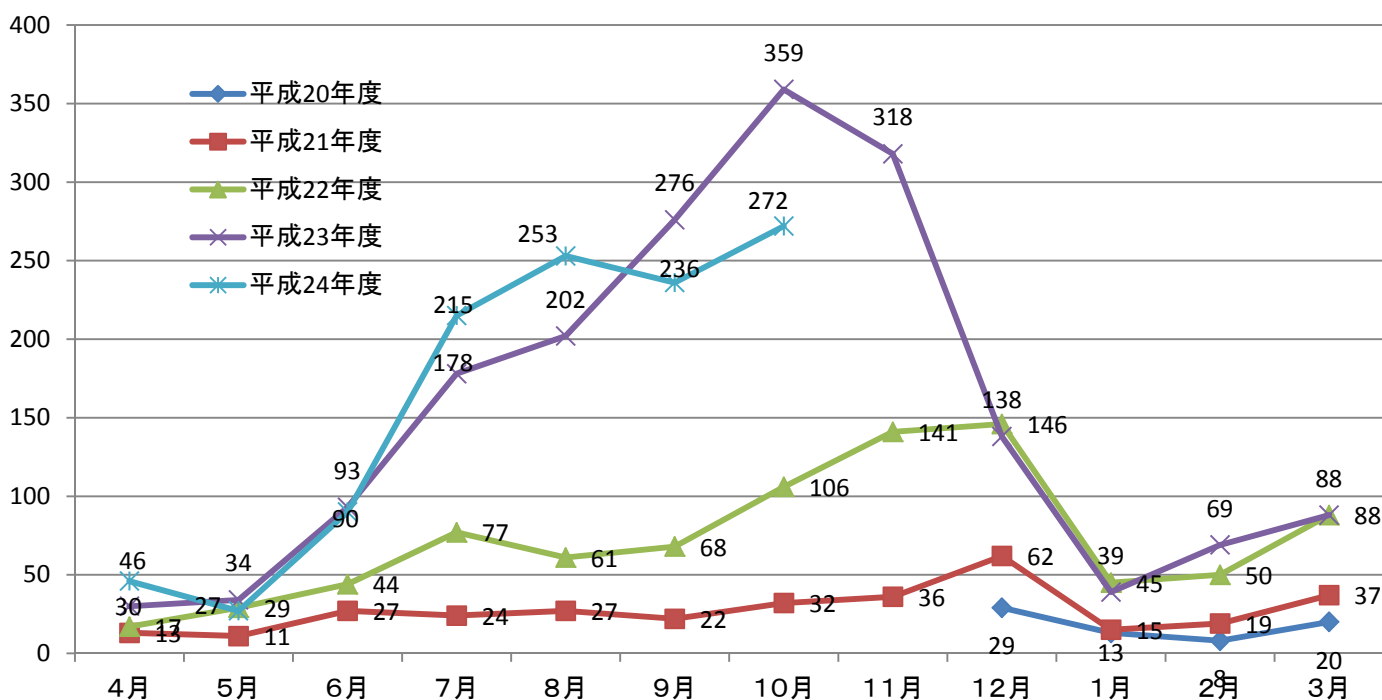
○申請状況：10,680法人から申請（うち認定5,366法人、認可5,314法人）

○審査状況：6,499法人を答申済み（うち認定3,904法人、認可2,595法人）

○電子申請のためのIDを取得済みの法人：15,859法人

注1) 都道府県所管の特例民法法人17,818法人（平20.12現在）。10,680法人はその60%

申請数の推移（内閣府）



※申請件数については、変更認定申請等や取り下げられた件数を含む。

申請サポートについて

内閣府では、法人向けに申請のための各種サポートを無料で提供しています。各法人におかれましては、これらのサポートを活用して、早期の申請をお願いいたします。

特に窓口相談については、本年9月から11月の申込法人数は、昨年同時期に比べ3分の1程度で予約が取りやすくなっています。申請作業中の法人におかれましては、疑問点解消のため是非ご利用ください。予約方法等詳しくは、「公益法人information」を御覧ください。

これらの各種申請サポートについては、「公益認定等委員会だより第7号（その14）」で詳しく御紹介しています。御参照ください。

○近く申請を考えている法人はこちら

民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とする相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

11月26日（月）に東京（申込〆切11月12日（月））で開催します。今後も地方での開催のさらなる充実を予定しています。

申込方法等については、随時「公益法人information」でお知らせします。（応募多数の場合は御参加いただけない場合があります。）

窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行います。なお、12月の窓口相談については、11月7日（水）まで募集しています。相談を希望される法人におかれましては是非お申し込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

○これから申請準備を始める法人はこちら

基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説します（1回1時間半程度）。次の開催は11月15日（木）となります。

申込方法等については、随時「公益法人information」でお知らせします。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669 （時間）平日10時～16時45分

○その他のサポート

業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によるある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231